

第110号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 平成20年 2月15日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）における次に掲げる文書の公開請求を行った。

(1) CARSの検査と実施した職員の氏名が記載されている文書及び検査報告書（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 自閉症の程度について記載した文書（以下「本件請求文書②」という。）

(3) 知的障害のある児童の数及び知的障害を伴う自閉症のある児童の数が分かる文書（平成20年 1月31日現在のもの）（以下「本件請求文書③」という。）

2 同年 3月28日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 5月 9日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求文書①及び本件請求文書②は存在する。また、本件請求文書③について、該当する児童記録の表紙を公開すると、異議申立人が求める数値を入手することができる。統計数値の請求はしていない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 児童福祉センターでは、CARSによる検査は実施していないので、本件請求文書①は作成していない。
- 2 本件請求文書②は作成及び取得していない。
- 3 児童福祉センターで初めて発達検査及び診察をした児童について、知的障害、知的障害を伴う自閉症など、診断種別による児童の数を年度ごとの事業概要で公表しているが、年度途中での統計数値は作成していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書①について

- (1) 児童福祉センターにおいては、定量化した判定により自閉症の軽・中・重度の分類ができるCARSによる発達検査は実施しておらず、新版 K式発達検査あるいは当該検査の実施が難しい場合には津守式乳幼児精神発達検査により領域別に発達年齢と発達指数を求めることができる発達検査が行われている。

(2) したがって、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

3 本件請求文書②について

- (1) 児童福祉センターにおいては、自閉症の診断にあたっては、児童福祉センターの医師が診察し、上記 2 (1)で述べたような発達検査等を通して、自閉症の有無のみを医学的に診断しており、自閉症の程度は測定していない。自閉症の程度を測定していない理由は、知的障害のように手帳制度があり障害の程度により異なる支援が提供される場合とは違い、自閉症児に対する診断後の具体的な支援として、自閉症の軽・重度に関わらず、各個人の状況により様々な発達の方が提供されるので、程度を図る必要がないからである。よって、自閉症の程度について記載した行政文書は作成されていないと認められる。

(2) したがって、本件請求文書②は、存在しないと認められる。

4 本件請求文書③について

- (1) 知的障害児及び知的障害を伴う自閉症児の人数は、年度末における統計

数値が事業概要において公表されている。また、児童福祉センターには、知的障害児及び知的障害を伴う自閉症児の記録は存在するものの、それらの記録から年度末以外の特定の時点について集計することは行われていない。本市の条例上、現に作成されていない新たな集計を作成し、公開することは求められていないといえる。

(2) したがって、本件請求文書③は、存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 5月26日	諮問書の受理
5月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月27日	実施機関の弁明意見書を受理
7月28日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
平成22年 7月13日 (第115回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
12月14日 (第120回審査会)	調査審議
平成23年 1月25日	答申